

第 3 回 鹿 児 島 地 区 合 併 協 議 会

会 議 録

日時：平成 1 5 年 4 月 1 5 日（火）

場所：かごしま市民福祉プラザ 5 階大会議室

平成15年4月15日午後3時30分開会

開 会

○黒木事務局次長 定刻となりましたので、ただいまから第3回鹿児島地区合併協議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の会議次第に基づいて進めさせていただきますが、本日は、次第にありますように、報告事項3件、継続議案2件、そして新規議案8件となっております。

さて、会議に入ります前に、新たに委員となられた方を紹介させていただきます。

鹿児島国際大学福祉社会学部学生の園田哲平様でございます。(拍手)

なお、園田委員につきましては、鹿児島市の委員1名の辞任に伴い、第1回協議会におきまして鹿児島市の委員から、若い世代の方を委員として参加させていただきたい旨の要望がありましたので、鹿児島市の方で人選をし、先日の1市5町の首長会議において了解をいただいたところでございます。

また、吉田町助役の野間俊和様の助役辞任に伴いまして、現在、吉田町の助役の委員は空席となっておりますので、あわせてお知らせいたします。

それでは、本日の会議資料につきまして確認をお願いいたします。

「会議次第」、それと「第3回鹿児島地区合併協議会」と表紙にありますもの、そして本日付の「鹿児島地区合併協議会名簿」でございます。

おそろいでございますか。

会長あいさつ

○黒木事務局次長 それでは、開会に当たりまして、鹿児島地区合併協議会会長であります鹿児島市の赤崎市長がごあいさつを申し上げます。

なお、会長には、ごあいさつの後、議長として議事を進めていただきます。

○赤崎会長 皆様方、こんにちは。

第3回の鹿児島地区合併協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中をご出席を賜りまして心から感謝申し上げます。また、去る3月27日に開催を予定しておりました第3回合併協議会が鹿児島市議会の会期延長に伴いまして本日に延期されることになりました。委員の皆様方に何かとご

迷惑をおかけいたしましたことを大変申しわけなく存じております。

さて、ご案内のとおり、当協議会はこれまで2回開催をし、合併協定項目の中で特に重要な基本4項目のうち3項目につきましてご決定をいただきました。また、残る1項目の「合併の期日」につきまして前回ご提案を申し上げて、本日改めてご協議をいただくことにしております。

今回の協議会から、各分野の協定項目の調整方針の個々について具体的な協議が始まることとなりますが、これらの協議は住民の方々の日常生活にかかわりの深いものばかりでございます。ぜひ、慎重な中にも活発なご論議をいただきたいと考えております。

これからも一つ一つの課題について、1市5町がお互いに理解をし合い、協力し合って、真摯な協議を重ね、住民の方々に「合併してよかった」と言っていただけるような合併になるように取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様方には各面にわたりましてご苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願いを申し上げて、開会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしくお願ひ申し上げます。

報 告

(1) 鹿児島地区合併協議会幹事会規程の一部改正について

(2) 鹿児島地区合併協議会専門部会規程の一部改正について

(3) 鹿児島地区合併協議会財務規程の一部改正について

○赤崎議長 それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

先ほども司会の方からご紹介を申し上げましたとおり、本日の会議は、3の報告、4の議事、5その他となっておりますので、この順序に従って会議を進めてまいりたいと存じます。

まず最初は、会議次第3の報告でございます。

報告の(1)から(3)までにつきましては、それぞれ合併協議会の規程の改正についての報告になっておりますので、事務局の方から一括してご報告を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、鹿児島地区合併協議会資料の1ページをごらんいただきたいと思ひます。

これは、鹿児島地区合併協議会幹事会規程の一部改正をするものでございます。

鹿児島地区合併協議会幹事会規程を次のとおり改正したので報告する。

鹿児島地区合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程を次のように定めるといこと
でございまして、別表中、「鹿児島市企画部企画調整課長」を「鹿児島市企画部合併対策
室長」に改めるものでございます。

これにつきましては、鹿児島市におきまして、平成15年4月1日付で組織機構の整備
がございました。そして、企画部内に合併の専任組織といたしまして合併対策室が新設を
されたところでございます。これによりまして、幹事会のメンバーが変更になっておりま
す。

2ページをお開きいただきたいと思います。

これは合併協議会の幹事会の規程でございますが、この規程の第3条第3項でございま
す。組織でございますが、「幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる」というこ
とになっております。

別表が右側の3ページでございますが、合併協議会幹事会の幹事は、この別表に掲げる
職にある者6名で構成をされます。一番上の職が平成14年度までは「鹿児島市企画部企
画調整課長」でございました、これを「合併対策室長」に改めたものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

これは、鹿児島地区合併協議会専門部会規程の一部改正でございます。

鹿児島地区合併協議会専門部会規程を次のとおり改正したので報告する。

鹿児島地区合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程を次のように定めるといこ
とでございまして、その別表中、「企画専門部会」「鹿児島市企画部長」「鹿児島市企画
部企画調整課長」を、一番右側の欄をごらんいただきますが、「鹿児島市企画部企画調整
課長」の次に「鹿児島市企画部合併対策室長」を追加いたしております。また、「交通専
門部会」「鹿児島市交通局次長」「鹿児島市交通局経営企画課長」とあるものを、一番右
側でございますが、「鹿児島市交通局総合企画課長」に改めております。

これにつきましても、鹿児島市の平成15年4月1日付の組織機構整備によりまして、
先ほど申し上げました合併対策室と交通局に「総合企画課」が新設されました。これによ
りまして専門部会の委員に変更が生じたことから、専門部会規程を変更したものでござい
ます。

専門部会の委員につきましては、右側の5ページをごらんいただきたいと思います。5
ページの第3条第2項に規定をいたしておりますが、別表に掲げる職にある者で構成を
されるとなっております。

次の6ページをごらんいただきたいと思います。

具体的な専門部会の部会長並びに委員等でございますが、一番上の「企画専門部会」のところでございますが、この一番右側、委員のところの2段目に「鹿児島市企画部合併対策室長」を追加いたしております。

続きまして、あけていただきまして9ページでございます。

上から3つ目の欄でございますが、「交通専門部会」、これの一番右側の2段目でございますが、「鹿児島市交通局総合企画課長」を追加をいたしているところでございます。

続きまして次の報告でございますが、11ページをお願いいたします。

鹿児島地区合併協議会財務規程の一部改正についてでございます。

鹿児島地区合併協議会財務規程を次のとおり改正したので報告する。

鹿児島地区合併協議会財務規程の一部を改正する規程を次のように定めるといことで、これも別表第2中、「1 事業費」「1 会議費」「1 会議費、2 広報啓発費」とあるものを「1 事業費」、「1 会議費」は省略いたしますが、「2 事業費」のところ、右側ですが、「1 電算システム調査費」を追加いたしております。

これにつきましては、鹿児島地区合併協議会の歳出予算の款項目に関しまして、新たな項と目を追加するものでございます。

これにつきましては、後ほど平成15年度事業計画案及び予算案の中でもご説明を申し上げますが、事業費の中に「電算システム調査費」を追加するものでございます。

具体的には、13ページをごらんいただきたいと思います。

13ページの2つ目の表でございますが、別表第2（第3条関係）でございますが、一番右側、目のところの「2 事業費」の右側でございますが、「1 電算システム調査費」として追加をいたしております。

以上、報告事項（1）から（3）までのご説明を終わります。

以上でございます。

○赤崎議長 はい、どうぞ苦労さんでした。

事務局の方から合併協議会の3つの規程を一部改正することについての報告を申し上げましたが、何かご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、そのようにご了承をお願い申し上げておきます。

それから、これまでの会議でもお願いをしまいましたが、発言をされる方は手を挙げていただきますとマイクを持ってまいりますので、マイクをお持ちの上、名前をおっしゃってからご発言をお願いしたいと思います。

それでは、3つの規程の改正につきましては、以上ご了承をお願い申し上げておきます。

議 事

第9号議案 合併の期日について

○赤崎議長 次は、会議次第4の議事に入ります。

まず、第9号議案「合併の期日について」を議題といたします。

資料の14ページをお開きいただきたいと存じます。

この議案は、前回の第2回の協議会で提案いたしましたものでございまして、各委員におかれましてはこれまでご検討してきていただいておりますが、何かご意見等はございませんでしょうか。

○日高委員 喜入町の日高でございますが、この案件につきましては、合併の期日を決定することの意義、留意点から判断して、提案されている平成16年11月1日が妥当と考えます。また、合併の目標期日を定めて協議を進める必要があることから、提案どおりの議決をお願いをいたしたい、かように考えます。

以上です。

○赤崎議長 はい、どうもありがとうございました。

ほかに、どなたかご意見等ございませんでしょうか。

○森 委員 松元町の4号委員の森でございます。ただいまもありませんが、9号議案の合併期日を平成16年11月1日とすることにつきましては、今回提案をされております合併特例法の有効期限と、事務処理の日程上支障なくやっていけるということでございますので、また市長の任期などを考えて、新しいまちの全市民による新市長の選挙ができるということなどが主な賛成の理由であります。

大体先ほどのご発言と同じであります。私ども松元町の議会におきましても委員会などでこのことを協議をいたしまして、時期について一部異論がありましたけれども、全体的にはこの趣旨、この提案については賛成でありました。

以上でございます。

○赤崎議長 今お2人から、この前ご提案を申し上げた「合併の期日は、平成16年の1

1月1日を目標とする」という提案に賛成のご意見がありましたが、皆様方そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、ご異議ございませんので、第9号議案「合併の期日について」は、原案どおり決定したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第9号「議案合併の期日について」は、原案どおり決定いたします。

第10号議案 市町村建設計画の原案策定方針について

○赤崎議長 次は、第10号議案「市町村建設計画の原案策定方針について」を議題といたします。

資料の18ページをお開きいただきたいと存じます。

18ページに第10号議案を掲げてございますが、この議案につきましても前回の第2回協議会で提案をいたしておきまして、各委員におきましてこれまでご検討いただいていると思いますので、何かございましたら、ご意見をお願い申し上げます。

どなたかございませんでしょうか。

○森 委員 松元町の森でございます。この10号議案の「市町村建設計画の原案策定の方針について」であります。計画策定の趣旨の中で、5町の総合振興計画を継承することが認められていること、次に、地域の機能分担、地域の特性を市全体の立場から検討するという趣旨が盛り込まれているという、2点で賛成であります。

○赤崎議長 ありがとうございます。

ほかの委員の方々は何かご意見ございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 ただいま松元町の森委員の方から、2つの理由を挙げ、全体として原案に賛成であるというご意見がございましたが、森委員のおっしゃる方向で原案賛成ということでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、皆様方賛成に同意でございますので、第10号議案「市町村建設計画の原案策定方針について」は、原案どおり決定をしてよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第10号議案「市町村建設計画の原案策定方針について」は、原案どおり決定いたします。

ありがとうございました。

第11号議案 平成15年度鹿児島地区合併協議会の事業計画について

○赤崎議長 次は、第11号議案「平成15年度鹿児島地区合併協議会の事業計画について」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、資料の21ページをごらんいただきたいと思います。

第11号議案「平成15年度鹿児島地区合併協議会の事業計画について」。

平成15年度鹿児島地区合併協議会の事業計画を次のとおり定めることについて、承認を求めます。

平成15年度鹿児島地区合併協議会事業計画。

1、会議の開催。(1)協議会及び幹事会の開催。(2)専門部会の随時開催。

2、市町村建設計画の作成。

3、協定項目の協議・調整。

4、住民への積極的な情報提供。合併協議会での協議内容や合併関係資料等を広く住民に情報提供するものでございまして、(1)鹿児島地区合併協議会だよりを作成し、1市5町の全世帯に配付する。(2)鹿児島地区合併協議会のホームページを随時更新する。

5、1市5町の電算システムの調査。

6、その他として、国や県との調整のほか、必要な事業を適宜実施するということでございます。

このことにつきまして、平成14年度の事業計画との変更点についてご説明を申し上げます。

大きな2番のところでございますが、平成14年度におきましては「策定方針の確認及び素案の検討」といたしておりましたが、これを「市町村建設計画の作成」というふうにいたしております。

さらに、大きな3番のところでございますが、これも平成14年度は「基本4項目の協議」「協議に時間を要する項目の協議」「その他の項目の協議」という表現でございましたが、「協定項目の協議・調整」というふうにいたしております。

4番につきましては、変更ございません。

また、大きな5番の「1市5町の電算システムの調査」につきましては、新たな事務でございます。なお、この電算システムの調査の内容につきましては、別途また予算のところでご説明を申し上げます。

次の22ページをごらんいただきたいと思います。

鹿児島地区合併協議会の協議スケジュール(案)でございますが、これにつきましては平成14年度の第1回でご提案申し上げました協議スケジュール(案)に変更はございません。なお、このスケジュール(案)の真ん中よりちょっと下の部分になりますが、一番左側の目標時期のところをごらんいただきますが、平成16年早々には合併協定書の調印を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○赤崎議長 事務局の方から、平成15年度の当協議会の事業計画についてのご説明を申し上げましたが、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

○武 委員 桜島町の武ですけど、会議の開催について、2項の「専門部会の随時開催」ということになっておりますけれども、今日まで、専門部会が設置されまして、会議の進展がおくれているんじゃないか。私ども特別委員会をつくっておりますけれども、その中で専門部会の経過をよく質問されるわけです。その中で、今現在、専門部会の会議の進めがおくれている、それで経過報告ができないというような状況の中で非常に困っているような現状でありますので、随時開催ということでありますので、積極的にやっぱり具体的に専門部会を進めていただきたいと思います、これは要請しておきます。

以上です。

○赤崎議長 今のはご要請ですが、何か事務局、答弁をすることがありますか。

○成清事務局長 専門部会の開催につきましては、私ども先ほど合併目標期日を「平成1

6年11月1日を目標とする」ということをご確認をいただきました。この合併期日に向けまして、後ほどまた合併協議会の協定項目スケジュールもご説明を申し上げますが、このスケジュールに沿って遺漏のない形で、私ども事務局が中心となりまして各専門部会が活発に開催されるよう努めてまいります。

○赤崎議長 武委員、よろしゅうございますか。

○武委員 はい。

○赤崎議長 はい、ありがとうございます。

ほかにございませんか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、第11号議案の平成15年度の当協議会の事業計画につきましては、協議会運営に必要な事項でもありますし、今も武委員の方からお話ございましたように、これに従ってどんどん進めていかなければいけないとそういう意味のことのようでございますが、ご質問がなければ、この協議会においてご決定をいただくということでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、お諮りをいたします。

第11号議案「平成15年度鹿児島地区合併協議会の事業計画について」は、原案どおり決定することよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、ご異議ございませんので、第11号議案の平成15年度鹿児島地区合併協議会の事業計画につきましては、原案のとおり決定することといたします。

第12号議案 平成15年度鹿児島地区合併協議会の予算について

○赤崎議長 次は、第12号議案「平成15年度鹿児島地区合併協議会の予算について」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、資料の23ページ、24ページ、25ページでございます。まず、23ページをごらんいただきたいと思います。

第12号議案「平成15年度鹿児島地区合併協議会の予算について」。

平成15年度鹿児島地区合併協議会の予算を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成15年度鹿児島地区合併協議会予算。

平成15年度鹿児島地区合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,740万円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項目の区分及び当該区分ごとの金額は、別表のとおりとする。

次の24ページをお願いいたします。

別表でございますが、まず歳入の方から申し上げます。

「1 負担金」でございますが、1市5町の負担金総額は5,347万4,000円でございます。

なお、1市5町の各市町ごとの負担金につきましては、右側の25ページになりますが、1市5町の負担金一覧のとおりでございます。このうち負担金が協議会運営費と電算システム調査費に大きく分かれていますが、協議会運営費の負担割合につきましては、平成14年度の当協議会の負担割合と同率でございます。

なお、電算システム調査費につきましては、共通経費と個別経費に区分をし、共通経費につきましては協議会運営費と同じ考え方で積算をし、個別経費につきましては応分の負担により計上いたしております。

次に、また左側の24ページに戻っていただきますが、歳入の2款繰越金でございます。これは平成14年度の現時点での決算見込みで、繰越金が390万円生じる見込みでございます。これを平成15年度に繰り越しさせていただくものでございます。

3番目の諸収入につきましては、預金利子でございます。

歳入合計5,740万円でございます。

一方、下の表でございます。

歳出でございますが、1款事業費の中の1項会議費、1目会議費でございますが、これは506万3,000円でございます。この内訳は、協議会委員の報酬、会議資料、会議録速記料、会議室使用料等でございます。2つ目の広報・啓発費といたしまして1,843万5,000円でございますが、内訳は、「協議会だより」の印刷費、配付料、ホームページ作成料でございます。

次の「2 事業費」で、電算システム調査費でございますが、2,706万1,000円でございます。これは、1市5町ではそれぞれ多くの行政事務を現在電算処理いたして

おります。この電算システムがハード・ソフトそれぞれ異なっております。これを合併するといたしますと、システムを一本化し、市民の利便性を向上させていく必要がございます。このシステム統合に当たりまして、1市5町の各システムがどのような状況になっているのか、これを調査いたしまして、システムの統合そして改修の基本方針を策定するための経費でございます。

続きまして2款の事務局費でございますが、事務局に臨時職員1人を雇用しておりますが、その賃金。それからまた、鹿児島地区より先に合併を実現したところを合併協議会の委員の皆様にご視察をしていただきたいと思いますと考えております。視察先の候補につきましては、今後また事務局の方で検討させていただきたいというふうに思っております。それから、その他事務局を運営するに必要な機器等の使用料などでございます。

以上、事務局費といたしまして684万1,000円でございます。歳出合計は、歳入と同額の5,740万円でございます。

以上、第12号議案の説明を終わります。

○赤崎議長 はい、どうもご苦労さんでした。

お聞きのとおり、事務局から当協議会の平成15年度の予算についての説明を申し上げましたが、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、第12号議案の平成15年度鹿児島地区合併協議会予算につきましては、早速協議会運営に必要な事項でございますので、今回の協議会においてご決定をいただきたいと思いますと思いますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、お諮りをいたします。

第12号議案「平成15年度鹿児島地区合併協議会の予算について」は、原案どおり決定することよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第12号議案「平成15年度鹿児島地区合併協議会の予算に

ついて」は、原案どおり決定いたします。

第13号議案 合併協定項目の調整方針について

○赤崎議長 次に、第13号議案「合併協定項目の調整方針について」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、資料の26ページ、27ページ、28ページ、29ページまででございます。

まず、26ページをごらんいただきたいと思います。

第13号議案「合併協定項目の調整方針について」。

鹿児島地区合併協議会の合併協定項目の調整方針を次のとおり定めることについて、協議を求める。

鹿児島地区合併協議会の合併協定項目の調整方針は、別紙のとおりとする。

右側、27ページをごらんいただきます。

合併協定項目調整方針。

1、目的。

鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の行政は、これまでの長い歴史の中で構築、運営されてきており、行政サービスや負担水準がそれぞれ異なっている。1市5町が合併するとすれば、各市町において実施している行政制度や事務事業等は、住民生活に及ぼす影響などについて配慮しながら、一本化の調整を行う必要があるため、合併協定項目の調整方針を定めるものとする。

2、基本原則。

(1) 1市5町の行政制度等の調整にあたっては、合併後の市の将来像を展望するとともに、合併後における速やかな一体性の確保を図るものとする。

(2) 調整にあたっては、住民生活に十分配慮するとともに、効率的な行財政の運営に留意するものとする。

3、基本的区分。

1市5町の行政制度等の具体的な調整は、おおむね次の区分によるものとする。

(1) 1市5町のこれまでのまちづくりの歴史に配慮し、合併後も現行どおり存続させるもの、一元化を図るもの又は廃止するものに区分する。

(2) 一元化を図るものは、統合又は再編に区分する。

4、調整にあたっての留意事項。

(1) 鹿児島市の行政制度等は、合併後の市においても原則として存続するが、1市5町間で補助率や負担割合などが異なるものの調整については、鹿児島市の制度を基本にして検討する。

(2) 5町において各町が単独又は複数の町で実施している行政制度等については、その有効性並びに財政に及ぼす影響等を勘案して調整する。

これにつきましては、次の28ページを改めてまたごらんいただきたいと思います。

調整の基本的区分といたしまして、1市5町の行政制度等につきましては、現行どおりするもの、そして一元化をするもの、そして廃止をするもの、大きく3つに分かれます。そしてまた、一元化をするものが統合、そして再編ということに分かれます。

ただいま私、読み上げました合併協定項目の調整方針の説明に入ります前に、当鹿児島地区合併協議会で協議をお願いする項目として、現時点で予定しております項目を、資料の29ページになりますが、これに49項目を掲げております。

この表を見ていただきますと、「区分」というものがございまして、区分が1から9まででございます。その右側、「協定項目等」のところに、頭に両括弧つきの数字がございまして、(1) は、この協議会で確認をいただきました「合併の方式」、そして右側の欄の下から2番目になりますが、「(49) 市町村建設計画(案)」まで、49の項目を予定しているところでございます。

これらの項目設定につきましては、合併特例法や協議会規約、さらには国のマニュアルあるいは先発事例、こういったものを参考にして49項目を整理いたしております。この49項目を、ここに掲げておりますとおり数項目ずつを、スケジュールの欄にございますように順次この合併協議会に提案をしましてまいります。個別の事務事業等につきましては、この協定項目を提案する際に調整方針を明記して「議案関係資料」として同時に提出をする予定でございます。

それではまた27ページの方に戻っていただきまして、「1 目的」のところを若干ご説明申し上げます。

ここに書いてありますとおりでございますが、1市5町の行政は、これまでの長い歴史の中で構築、運営されてきております。そして、サービスの内容や負担水準が異なっております。合併をした場合には、これらを1つの制度に統一、一本化をすることが必要とな

ってまいります。この調整方針につきましては、統一、一本化するに当たっての基本的な方針を定めようとするものでございます。

2番目の基本原則のところでございますが、そもそも合併は単なる自治体の結合ということでは意味をなさないわけございまして、1市5町が合併をすることによって、県都として、また南九州の中核都市としてさらに発展する鹿児島市を創造していくことが求められます。したがって、合併後のまちづくりに当たっては、そのような基本的考え方に基づいて臨む必要があるというふうに考えております。

一方、合併後のまちづくりのマスタープランでございます市町村建設計画もそのような目的で作成されるものでございまして、合併協定項目の調整に当たっては、市町村建設計画との整合性を図っていくこともまた必要でございます。この原則の前段部分は、以上のような考え方を示したものでございます。

また、合併をする背景には、ご案内のとおり通勤・通学あるいは買い物、医療など、日常生活圏が一体化していることが大きな背景でございます。この日常生活圏の一体化を制度的にも担保していくことが必要ございまして、可能な限り早急に行政制度を統一していくことが必要でございます。このことを後段部分に明記をいたしております。

続きまして(2)のところでございますが、合併をすることによって、行政サービスの内容や提供の仕方が異なってくる場合がございますが、住民生活に支障を生じないように配慮をすることが必要でございます。また、合併後のまちづくりにかかわらず、自治体は常に最小の経費で最大の効果を上げることが求められております。これは地方自治の原則に基づいてそういうことが必要になってくるわけですが、常に効率的な行政を遂行していかなければならないことになっております。ここでは、このことを明記いたしております。

続きまして(3)の基本的区分のところでございますが、先ほど28ページをご説明申し上げましたが、もう1回28ページをごらんいただきたいと思います。鹿児島地区合併協議会では3つの分類で調整をしてみたいと考えております。調整の基本となりますのは、この真ん中の「一元化」でございますが、これは「統合」と「再編」に分かれます。

統合と申しますのは、1市5町のいずれかの自治体で実施をしているその行政制度に統合するものでございますが、鹿児島地区におきましては、合併方式は編入合併ということが確認されておりますので、基本的には鹿児島市の制度に統合することになるというふうに考えております。

一方、再編は、1市5町のいずれかの行政制度に統合することが困難である場合に、新たな行政制度を設けるものでございます。

なお、統合、再編の時期につきましては、原則として合併年度または合併翌年度としてまいりたいと思っておりますが、住民生活への影響等の観点から合併時の一元化が困難な場合は、経過措置も検討してまいりたいと考えております。

次に、一番上の「現行どおり」でございますが、これにつきましては、やむを得ず一元化することができない場合に、現行のまま合併後に引き継いで実施をするものでございます。

一方、地方自治法の第10条第2項ではこのようなことを書いておりますが、そもそも自治体の住民はすべてひとしくサービスを受用することが求められ、また一方ではひとしく負担をするということも求められているところでございます。この「現行どおり」という措置は合併に当たってやむを得ずとる措置でございまして、できるだけ早い段階で一元化をしていくということが必要でございます。

一番下の「廃止」でございますが、これは、1市5町のいずれかの市町で実施している行政制度等で合併後は廃止をしようとするものでございます。

続きまして、また前のページに戻っていただきますが、4番目、調整にあたっての留意事項でございます。

第1項と第2項に分けておりますが、この分け方は、行政制度の実施主体がどうなのかということで分けております。

第1項の方は、鹿児島市が実施をしており、5町においては単独または複数で実施している場合と、5町ではいずれも実施していない場合の行政制度の調整の留意事項でございます。これらの行政制度の調整は、鹿児島市の制度を基本として調整する方向で検討してまいります。

第2項の方は、鹿児島市は実施をしておらず、5町が単独または複数で実施をしている行政制度等の調整は、1市5町のすべてで実施をすることの有効性や財政に及ぼす影響などを勘案して調整をいたしてまいります。

以上、第13号議案の説明を終わります。

○赤崎議長 はい、どうもご苦労さんでした。

ただいま事務局の方から、第13号議案の合併協定項目の調整方針についてのご説明を申し上げましたが、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

共通委員の先生方、何かないですか。よろしいですか。特にありませんか。

いかがでしょうか。

この議題につきましても、各委員の方でそれぞれご検討をいただいて、次回で決定をしたいと思っておりますが、そういう取り扱いでよろしゅうございますですかね。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ご了解いただければ、そういうことを前提にして、何か今後、次回までの間に検討をする際に不明な点、疑問等の点がありましたら、ご質問等をしていただければありがたいと思いますが、特にございませんでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、ただいま申し上げましたように、第13号議案の合併協定項目の調整方針につきましては、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定をしていただきたいと思いますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

第14号議案 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第14号議案「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、資料の30ページ、31ページ、32ページ、33ページ、34ページ、35ページまででございます。

恐れ入ります、30ページをまたごらんをいただきたいと思います。

第14号議案「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」。

議会の議員の定数及び任期の取扱い案を、1市5町の議会において作成することについて、協議を求めるというものでございます。

この案についてのご説明を申し上げます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、この合併協議会で協議し、確認していただき、合併協定書の中に盛り込まれる事項でございます。また一方では、ご案内の

とおり、議員の身分にかかわる大変重要な問題でございますので、最終的には合併関連議案の中で議決される事項でもあり、慎重な検討が必要な事項であるというふうに考えております。

今回提案をいたしております議案の内容は、議員は、住民の選挙によって身分を取得された方々でございますので、その方々の身分を左右する重要な問題でございますので、まずは1市5町の議会において、定数及び任期についての方針案を協議していただきたいというような趣旨の議案になっております。

したがいまして、議員の定数及び任期の具体的な取扱いにつきましては、議会の方で方針案を協議し、作成をしていただき、その方針案を踏まえた形で、議案として改めてこの合併協議会にご提案させていただき、ご協議いただくこととなります。

なお、1市5町の議会がそれぞれ方針案を作成するということではございませんで、1市5町の議会において1つの方針案を作成していただきたいというふうに考えております。

右側でございますが、次の31ページをごらんいただきますが、これは議会の議員の概要ということで参考資料として添付をいたしております。

まず、1市5町の議員数等でございますが、この表の右から2番目、「現員数」のところをごらんいただきますが、現時点では全部で129名でございます。また、左から3つ目の欄でございますが、合併後の法定上限数は56人となっております。

次の32ページ、33ページにつきましては、合併特例法の抜粋でございますが、第6条と第7条を掲出いたしております。この32ページの方の第6条、これが「議会の議員の定数に関する特例」ということで、いわゆる「定数特例」と言われるものでございます。右側の方に第7条というところがございますが、「議会の議員の在任に関する特例」という見出しになっております。これがいわゆる「在任特例」でございます。

この両制度についてさらに詳しくご説明を申し上げたいと思いますが、34ページ、35ページをごらんいただきたいと思っております。

まず34ページでございますが、ここに表を挙げております。この表の一番上に「合併特例法によらない場合」という区分がございますが、編入合併でございますので、原則としては編入される5町の議員さんは全員失職ということになります。しかしながら、激変緩和措置といたしまして合併特例法では2つの特例措置を講じているところでございます。

その1つが2番目の定数特例でございます。これは、1市5町の協議によりまして、人口に応じて議員の定数を増加して、編入される5町の区域ごとに選挙区を設けて定数を配

分することができる制度でございます。

この配分定数につきましては、2の定数特例による場合のその下あたりに計算式を挙げておりますが、5町のそれぞれの人口を鹿児島市の人口で割った数に鹿児島市の議員の条例定数の50を掛けた数でございます。5町とも1人ということになります。また、在任期間につきまして、2つに分かれますが、(1)、上の方の横の図示でございますが、1つは、現在の鹿児島市議会議員の残任期間でございます。もう1つが、その下の方になりますが、現在の鹿児島市議会議員の任期満了に伴う一般選挙があるときに、さらにもう1回の増員選挙ができるものでございます。

もう1つの特例制度、右側の35ページ、在任特例でございますが、これは、1市5町の協議によりまして、選挙を行うことなく5町の議員全員が鹿児島市の議員としての身分を取得するものでございます。なお、在任期間は定数特例と同様に鹿児島市の議員の残任期間となります。また、現在の鹿児島市議会議員の任期満了に伴う一般選挙があるときに、定数特例と同様に増員選挙ができることとなります。

以上、第14号議案の議会の議員の定数及び任期の取扱いについての説明を終わります。

○赤崎議長 はい、どうもご苦労さん。

事務局の方から、議会の議員の定数及び任期の取扱いについての議案の説明を申し上げましたが、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

説明でわかりにくかったところ、わからなかったところはございませんでしょうか。どうぞ、ありましたら遠慮なくお聞きをいただければと思いますが。

特にございませんでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特にご質問等がなければお諮りを申し上げますが、第14号議案の議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、次回の協議会までに各委員それぞれご検討いただきまして、次回で決定をしていただいたらと思いますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

第15号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第15号議案「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは資料の36ページから、ちょっと長うございますが、41ページまででございます。

まず、36ページをごらんいただきたいと思います。

第15号議案農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い案を、1市5町の農業委員会において作成することについて、協議を求めるところでございます。

この議案は、先ほどの第14号議案の議会議員の定数及び任期の取扱いに関する議案と同様に、選挙により選ばれた農業委員さんの身分にかかわる重要な問題でございますので、1市5町の農業委員会において方針案を協議、作成をしていただき、その方針案を踏まえた議案を改めてこの合併協議会にご提案させていただき、ご協議をいただくこととなります。

次の右側の37ページでございますが、農業委員会の概要といたしまして、農業委員数等について掲出いたしております。

1市5町の農業委員会の委員数につきましては、表が3つございますが、一番下の表、「1市5町の合計」という欄がございますが、公選委員につきましては現在75名、そして選任委員の方が30名となっております。このたび議案として提案をいたしております農業委員の身分等の取扱いをご検討いただくのは、この公選委員にかかわるものでございます。

続きまして、41ページをごらんいただきたいと思います。

農業委員会の数でございますが、農業委員会等に関する法律では、1市町村1農業委員会が原則となっております。ただし、その区域が著しく大きい市町村またはその区域内の農地面積が著しく大きい市町村にあっては2つ以上の農業委員会を設置することができるようになっております。

1の(2)のところをごらんいただきますが、「合併特例法による選挙委員の定数及び任期の取扱い」というところでございますけれども、農業委員会の委員につきましても、議会の議員と同様に、編入される自治体の農業委員は原則として全員失職いたします。合併特例法ではやはり激変緩和措置として特例措置が講じられておりまして、合併後、1つ

の農業委員会を置く場合の特例措置の内容といたしましては、5町の公選委員は現在50名でございますが、これを40名の範囲内で鹿児島市の農業委員会として在任することができることになっております。

なお、この特例措置による在任期間は、鹿児島市の農業委員の残任期間となります。

なお、途中省略をいたしました但、38ページから40ページにつきましては、合併特例法、それから農業委員会等に関する法律の抜粋でございますので、これにつきましては後ほどごらんをいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○赤崎議長 はい、どうも。

事務局の方から、第15号議案の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについての議案の説明を申し上げましたが、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りを申し上げますが、ただいまの第15号議案「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」は、次回の協議会まで各委員でそれぞれご検討いただき、次回でご決定をいただきたいと思ひますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

第16号議案 一般職の職員の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第16号議案「一般職の職員の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、資料の42ページ、43ページ、44ページでございます。まず、42ページをごらんいただきたいと思ひます。

第16号議案「一般職の職員の取扱いについて」。

一般職の職員の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求めらる。

1 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の一般職の職員は、すべて鹿児島市の一般職の職員として引き継ぐものとする。

2 職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に取り扱うものとし、1市5町の長が別に協議するものとする。

この議案につきましてのご説明を申し上げます。

編入合併でございますので、この合併が実現をいたしますと、5町の法人格は消滅をすることになります。したがって、合併特例法では、引き続き5町の職員の身分を保有するような措置をとることとなっております。また、このことを合併協議会で取り決めておくことが求められております。

なお、任免、給与等の身分取扱いに関しましては、合併特例法で公正に取り扱うものとされており、その取り扱いにつきましては、より具体的に検討・協議をすることが必要となりますので、国のマニュアルでも示されているところでございますが、別途1市5町の首長の間で協議をすることといたしたいと考えております。

43ページをごらんいただきますが、これは、15年4月1日現在の職員数等でございます。

続きまして44ページをごらんいただきますが、これは合併特例法の抜粋でございますが、合併特例法に規定されている職員の身分取扱いの規定でございます。ご提案をいたしております議案の表現は、合併特例法に規定している内容とほぼ同一の内容で議案としてご提案をさせていただいております。

以上でございます。

○赤崎議長 はい。

ただいま16号議案の一般職の職員の取扱いについての事務局からの説明がございましたが、何かご意見なり、ご質問ございませんでしょうか。

それから、ちなみに鹿児島市の一般職の職員5,039人となっておりますが、この中には交通・水道・病院、いわゆる企業が約1,400~1,500人入っておりますので、一般行政の職員はそれを引いた職員になります。特殊な要素があります。同じように桜島町の281名もほかの町村に比べて多いようですが、これも船舶・バス、その企業の職員の方々が含まれておられると思いますので、そういうふうにごらんをいただきたいと存じます。

何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りを申し上げたいと存じますが、第16号議案「一般職の職員の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回でご決定をいただきたいと思います。そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

第17号議案 事務組織及び機構の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第17号議案「事務組織及び機構の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 資料の45ページから48ページまででございます。

まず、45ページをごらんいただきたいと思います。

第17号議案「事務組織及び機構の取扱いについて」。

事務組織及び機構の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

1 5町の役場は、支所とする。

2 合併時の支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮するものとする。

3 附属機関については、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、所要の措置を行うものとするというものでございます。

次のページの46ページから48ページにつきましては、1市5町の組織機構でございますので、これにつきましては後ほどお目通しを願いたいと思います。

この議案のご説明に入りますが、合併方式が編入合併でございますので、5町の組織機構というのは、鹿児島市の組織機構に組み込まれることとなります。具体的には、現在の5町の役場を鹿児島市の支所といたします。なお、支所の組織につきましては、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮することといたします。

さらに、附属機関につきましては、これも編入合併でございますので、5町の附属機関は廃止されることとなります。ただし、今後の各種事務事業の調整協議の結果、必要となる附属機関につきましては、新たに鹿児島市の附属機関として設置するなど所要の措置を

とることといたします。

以上、概略でございますが、17号議案につきましての説明を終わります。

○赤崎議長 はい、どうも。

第17号議案の事務組織及び機構の取扱いについての説明を申し上げましたが、何かご意見なり、ご質問ございませんでしょうか。

○池山委員 郡山町の池山です。この議案につきましては、合併後に役場がどういうふうになるかということ、非常に住民の関心事であります。この案によりますと、役場を支所ということで提案があるようでありますけれども、この件につきましては了承するところであります。2番目の支所の組織機能についてでありますけれども、原案に書いてありますとおり、住民サービスに低下を来さないようにしてほしいということで、この文案については異議ないところであります。住民の間には、合併をいたしますと、議員の数が減った上に職員の数も大幅に減るんじゃないかということで大変不安を持っている住民の方も多いわけでありまして、そういうことで非常に住民サービスの低下を来すんじゃないかというような声がございます。

そういう事情もございますので、この件につきましては、住民の不安を解消するという意味におきましても、職員の数については最大限の配慮をしてほしいなというふうに思っておりますので、これは要望として申し上げておきます。

○赤崎議長 わかりました。

今お話あったように、今回合併をする5町は旧鹿兒島市の外側にありますので、非常に本庁からの距離も遠くなる場所だけでありますし、そしてまた単に人口とかそれだけで判断をしてはいけない面がたくさんあると思いますので、これは具体的にこれから、これは、きょうのところは基本的な事項を書いてありますけれども、今、郡山町の池山委員の方からお話があったそのことについてやっぱり十分配慮をして、支障がないように、また必要以上の不便をかけないように、そういうことをやっぱり検討してやっていくべきことであろうと、私もそのように考えております。

そのほか何かございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、今、池山委員の方からのご要望もございましたが、それはまた具体的に決める時点での検討の内容であろうと思っております。

この第17号議案の事務組織及び機構の取扱いについては、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討をいただき、次回で決定していただきたいと思いますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

第18号議案 条例、規則等の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第18号議案「条例、規則等の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、資料の49ページでございます。

第18号「議案条例、規則等の取扱いについて」。

条例、規則等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求めます。

鹿児島市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、所要の措置を行うものとするということでございます。

このことについての説明でございますが、これにつきましても、合併方式が編入合併でございますので、現在5町の方でとられております条例、規則等は失効をし、基本的には鹿児島市の条例、規則等を適用することになります。

この場合に、既存の鹿児島市の条例、規則等で、鹿児島市の区域等が拡大されることに伴い一部改正等が必要となるものにつきましては、所要の改正を行ってまいります。

また、鹿児島市にない制度で事務事業の調整の中で実施することになる制度等につきましては、新たに鹿児島市の条例、規則等として制定をしていくこととなります。

以上、簡単でございますが、18号議案の説明を終わります。

○赤崎議長 はい、どうも。

第18号議案の条例、規則等の取扱いについての事務局の説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたしたいと存じます。

第18号議案の条例、規則等の取扱いにつきましては、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定をしていただきたいと思います。そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

以上で、本日予定をいたしました議事についての審議を終わることといたします。

その他

次回の開催について

○赤崎議長 次に、会議次第の5その他に入らせていただきます。

まず最初に、次回の協議会の開催について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 特に資料はございませんが、次回の第4回合併協議会につきましては、現在のところ5月16日金曜日午後3時からを予定いたしております。なお、開催場所につきましては現在検討中でございますので、わかり次第、またご連絡を申し上げたいと思います。

以上、第4回合併協議会の開催等につきましての事務局からの報告でございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局からご説明を申し上げましたとおり、次回第4回の鹿児島地区合併協議会を5月16日金曜日午後3時から開催をしたいということでございますが、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、次回は5月16日金曜日の午後3時から開催をすることとさせていただきます。

それぞれご多忙の方々でございますが、ぜひひとつ、お繰り合わせをしてお出席を賜りたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

委員の皆様方で、何かその他のところでご意見等ございませんでしょうか。

○大西委員 商工団体といたしましてお願い申し上げますが、鹿児島市には商工会議所がございますし、あとの5町には商工会が恐らくあるものと思います。合併しますと、

どうしてもこれが一体となった1つの商工団体として活動しなきゃいけないと思いますが、この合併協議会の中の1つの問題ではございませんけれども、各町の商工会としてどのような考えを持っておられるか、その辺もひとつお聞きいただいて、我々にお知らせいただきたいと思います。もちろん我々も各商工会に呼びかけまして協議はいたしますけれども、やはり合併と同時にその協議が進まなければいけないと思っております。特に鹿児島市に新幹線あたりが入りますと、そういう経済活動が非常に変わってまいりますので、その対応としても我々、協議して、お互いに力を合わせていきたいと考えておりますが、後でも結構です、次回でも、次でも結構ですが、その辺のお考えをひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○赤崎議長 はい、どうも。

今の西大委員のお考え、何か事務局として考えていること、答えられることありますか。

○成清事務局長 ただいまずっと議案をご説明してまいりましたが、この資料の29ページをごらんいただきたいと思います。

「合併協議会の協定項目・スケジュール(案)」でございますが、これの左側の「区分4」のところの「(13)公共的団体等の取扱い」という項目を挙げておりますが、これは、ただいま西大委員の方からもございましたが、商工会あるいは商工会議所、こういった公共的団体についてどのようなことをするのかということで、やはり鹿児島地区合併協議会におきましても、この公共的団体の統合ということについても協議、検討していただきたいというふうなことで、協定項目として挙げております。

また一方では、合併特例法におきましても、公共的団体の統合ということにつきまして、自治体の合併に伴いまして、公共的団体の合併について促進をするような形の法律ができております。したがって、私どももそのような法律あるいは国の指針等に基づきまして、この1市5町の地区にあります公共的団体について検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○赤崎議長 よろしいですか。

そのほかは何か。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、以上をもって本日の第3回鹿児島地区合併協議会

を閉会させていただきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

閉 会

○赤崎議長 それでは、以上をもちまして、第3回鹿児島地区合併協議会を終わらせていただきます。

皆様方からご協力をいただきながら円滑な会議の運営ができましたことに心から感謝を申し上げて、私の座長の役を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○黒木事務局次長 以上をもちまして、第3回鹿児島地区合併協議会を終了いたします。
ありがとうございました。

午後4時50分閉会